

平成28年 5月24日
株式会社 中国銀行

「玉野市地域の安心・安全見守り活動に関する協定書」の締結について

当行 宇野支店(玉野市宇野一丁目29番14号 支店長 北川 誠)と玉野市(玉野市宇野一丁目27番1号 市長 黒田 晋)とは、高齢者世帯や障がい者世帯ならびに単身世帯等について見守り活動をおこなうことにより、地域で発生するさまざまな問題の早期発見につなげ、孤独死や虐待等を防止し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指して、「玉野市地域の安心・安全見守り活動に関する協定書」を締結しました。なお、標記協定書は玉野市内の当行の全営業店を対象とします。

協定内容

- (1) 当行は、見守り活動を実施するにあたり、通常の業務の範囲内において協力可能な体制の整備をおこなうものとし、その当該業務中に対象者の日常生活において何らかの異変を察知した場合、速やかに玉野市にその状況を連絡する。この場合において、緊急時等必要な時には、玉野警察署又は玉野市消防署(以下「関係機関」という)に連絡又は通報するものとする。
- (2) 当行は、役職員に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動がおこなわれるよう努めるものとする。
- (3) 玉野市は、当行からの連絡に対し、円滑に対応する体制の整備をおこなうものとする。
- (4) 玉野市は、当行から連絡を受けた場合には、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応をおこなうものとする。
- (5) 玉野市は、本協定の趣旨を広報するなど、当行の活動が円滑に進むために必要な支援をおこなうものとする。

以 上